

茅ヶ崎市空き家バンク のご案内

空き家バンクとは、空き家を売りたい方・貸したい方に物件を登録していただき、全国の空き家を利用したい方へ情報を提供するものです。

茅ヶ崎市空き家バンク

検索



空き家バンクへの利用・登録の流れ

全国版空き家バンク
ホームページ



売りたい・貸したい

①空き家の登録申請
空き家に関する情報を記載した
様式を市に提出。

茅ヶ崎市

②物件調査
不動産関係団体と物件調査後、
登録可能な場合、空き家バンク
ホームページへ公開。

買いたい・借りたい

③内覧申込
希望の物件がある場合、
市または不動産会社へ連絡。

宅地建物取引業協会
全日本不動産協会
当事者間での交渉・契約

申請方法

空き家を登録したい方



下記の書類を揃えて、窓口にて申し込みをしてください。

☆必要書類	
茅ヶ崎市空き家バンク登録申請書※1	<input type="checkbox"/>
茅ヶ崎市空き家バンク登録カード※1	<input type="checkbox"/>
茅ヶ崎市空き家バンク登録同意書 (空き家所有者と異なる場合)※1	<input type="checkbox"/>
空き家の登記事項証明書※3	<input type="checkbox"/>
本人確認書類 運転免許証・マイナンバーカード等	<input type="checkbox"/>

※1 都市政策課窓口、またはホームページより申請書を取得してください

※2 法務局にて取得してください

空き家を利用したい方

空き家バンクHPを閲覧し、内覧を希望される方は、茅ヶ崎市都市政策課へご連絡ください。その際に、氏名、電話番号、希望の物件、内覧の候補日をお伝えください。担当の不動産会社へお伝えいたします。

空き家の所有者と利用希望者の両方で交渉を行ってください。
空き家の登録の際に不動産関係団体へお繋ぎいたします。

※市では空き家物件のあっせん・交渉・契約については関与いたしません。

受付場所 : 茅ヶ崎市役所 本庁舎3階 都市政策課窓口 (茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号)
受付時間 : 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:00
問い合わせ : 都市政策課住宅政策担当 電話: 0467-81-7181 (直通) FAX: 0467-57-8377
メールアドレス : toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp